平成２５年（フ）第５７号
愛媛県松山市別府町628番地５
債務者　岡田比都美
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５８号
愛媛県松山市別府町381番地３　サンライズ別府202号
債務者　中村　計生
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５９号
愛媛県松山市土居田町724番地２
債務者　酒井　　宏
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６０号
愛媛県松山市道後北代９番25号
債務者　小澤百合子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６６号
住所不定、最後の住所愛媛県松山市久米窪田町850番地７
債務者　神谷　和男
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５号
佐賀県神埼市神埼町本堀3203番地２
債務者　桑原　未宇（旧姓村塚）
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２号
佐賀県伊万里市立花町3604番地１
債務者　宮崎　文明
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１８号
宮崎県小林市細野4481番地１　細野西団地53―３―16
債務者　迫尾　直記
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１９号
宮崎県都城市高城町有水3540番地田尾上団地56―２―301号
債務者　吉留美沙子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１５号
宮城県東松島市大曲字筒場137番地16、前住所宮城県東松島市牛網字南大浮足30番地
債務者　鈴木由加理
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第８号
山形県新庄市末広町１番37号　フリッシュⅡ206号室
債務者　沼澤　和子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第２４号
長野市大字安茂里3327番地１　犀北団地Ａ７―７
債務者　西澤ひろ子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４１号
長野県松本市平田東１丁目６番14号　平田ハイツ203号室
債務者　赤井　　匡
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第７３号
兵庫県川西市南花屋敷１丁目７番７号、申立時の住所兵庫県尼崎市東園田町６丁目118番地の６メロディハイム東園田201号
債務者　中本　晃治
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０８号
兵庫県西宮市すみれ台１丁目７番地２
債務者　林　　繁子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１０号
兵庫県西宮市中島町２番６―202号
債務者　松木　美香
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１２号
兵庫県尼崎市東園田町８丁目71番地の37ちとせハイツ102
債務者　木之下貴志
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係